ひらめ瀬戸内海系群

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙３－９）

第１　水産資源

べにずわいがに日本海系群

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要な事項

特になし

兵庫県告示第274号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第１項に基づき、するめいか及びぶりに関する令和７管理年度における数量を次のように定めたので、同条第４項の規定に基づき公表する。

令和７年３月28日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

法第16条第１項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
するめいか	兵庫県するめいか漁業	現行水準
ぶり	兵庫県ぶり漁業	101,000 トンの内数

兵庫県告示第275号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第１項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度における数量を次のように定めたので、同条第４項の規定に基づき公表する。

令和７年３月28日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

第１　くろまぐろ（小型魚）